

★ご本人（妊婦）が窓口が届出する場合に必要な持ちもの

妊娠届出書に個人番号（マイナンバー）を記入することとなり、届出時に個人番号の確認と身元の確認が必要となります。

●個人番号カードをお持ちの方は

個人番号の確認	身元の確認
個人番号カード（写真付）のみ	

●個人番号カードをお持ちでない方は

通知カードまたは住民票（番号付） （個人番号確認のため）	+	運転免許証またはパスポートなどのうち1つ （身元の確認のため）
↓		
上記が困難な場合は、健康保険証・年金手帳・預金通帳などのうち2つ以上の書類の提示が必要です。		

注）個人番号カード（写真付）・・・申請した場合にH28年1月以降に交付されるカード
通知カード・・・平成27年10月～12月に郵送されてきたカード

（詳細説明）

印鑑 届出書に押印済みであれば必要ありません。

個人番号カード（写真付）をお持ちの方は、カードのみをご持参ください。

個人番号カードをお持ちではない方は、以下の書類をご持参ください。

個人番号の確認のため・通知カードまたは住民票（番号付）をご持参ください。

+

身元の確認のため・・・①運転免許証または②パスポートまたは③公共機関が交付した写真付の証明書（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等）のうち1つをご持参ください。

①②③のうちどれも持参が出来ない場合は、健康保険証・年金手帳・預金通帳・医療受給者証・学生証などのうち2つ以上をご持参ください。

※ご持参していただいた書類のうち、個人番号カード及び通知カードを除く書類のコピーを取らせていただきます。